

平成 19 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 19 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 20 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

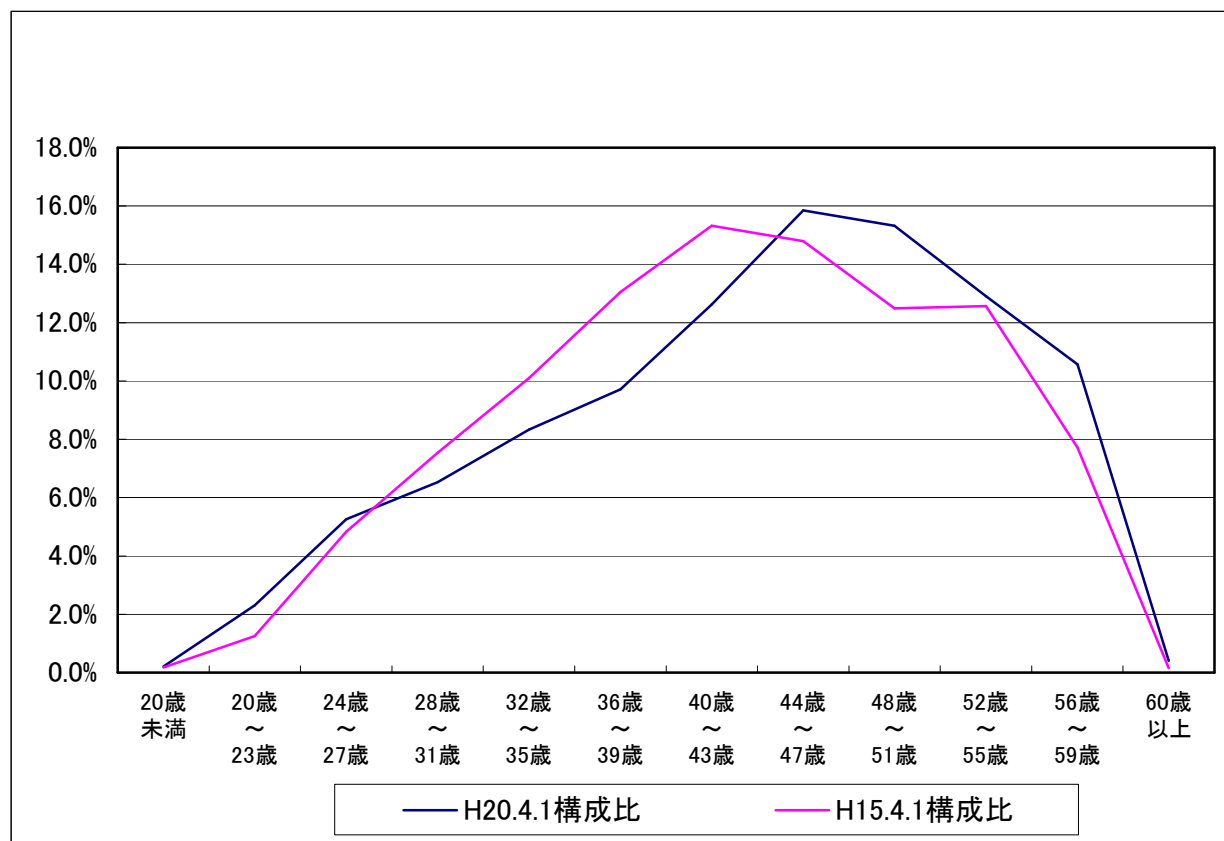
（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 19 年	平成 20 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	748	746	△ 2	研修体制の見直し
	民生・衛生	1,003	930	△ 73	光風会への派遣止めに伴う派遣減
	商工・労働	245	238	△ 7	公益法人等派遣の見直し
	農 林 水 産	970	926	△ 44	農業普及指導センターと農地林務事務所の統合
	土 木	897	863	△ 34	土木センター・土木事務所の見直し
	小 計	3,863	3,703	△160	(参考:人口 10 万人当たり職員数 336 人)
特 別 行 政 部 門	教 育	9,263	9,145	△118	小学校統廃合に伴う教職員の減課の事務分掌見直し
	警 察	2,259	2,249	△ 10	
	小 計	11,522	11,394	△128	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,035 人)
公 営 企 業 等 会 計	病 院	853	881	28	医療体制の充実
	そ の 他	153	142	△ 11	発電管理所の統合
	小 計	1,006	1,023	17	
合 計		16,391 [17,554]	16,120 [17,485]	△271 [△143]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,464 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



(平成20年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 34	人 371	人 847	人 1,052	人 1,342	人 1,565	人 2,034	人 2,553	人 2,466	人 2,080	人 1,698	人 63	人 16,105
構成比	% 0.2	% 2.3	% 5.3	% 6.5	% 8.3	% 9.7	% 12.6	% 15.8	% 15.3	% 12.9	% 10.5	% 0.4	% 100.0

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

県では、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託の推進などの行政改革の取組みについて、平成17年度を起点として、平成21年度までの具体的な取組みを明示した富山県集中改革プランを平成18年7月に策定しましたが、その中において、総定員を対象とした定員管理の目標を定めています。

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年度から平成22年度までの5年間で、上記(1)の表の全部門の職員数（基準：平成17年4月1日〔16,701名〕）の5.2%（861名）を削減目標としています。

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
16,701人	15,840人	△861人	△5.2%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

	H17.4.1 (基準)	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	累計	削減 目標
一般行政部門	4,080	3,982	3,863	3,703			—	3,658
	—	△98	△119	△160			△377	△422
	—	△2.4	△2.9	△3.9			△9.2	△10.3
特別行政部門	11,590	11,598	11,522	11,394			—	11,226
	—	8	△76	△128			△196	△364
	—	0.1	△0.7	△1.1			△1.7	△3.1
教育部門	9,396	9,344	9,263	9,145			—	8,991
	—	△52	△81	△118			△251	△405
	—	△0.6	△0.9	△1.3			△2.7	△4.3
教員	8,073	8,049	8,024	7,933			—	7,882
	—	△24	△25	△91			△140	△191
	—	△0.3	△0.3	△1.1			△1.7	△2.4
その他	1,323	1,295	1,239	1,212			—	1,109
	—	△28	△56	△27			△111	△214
	—	△2.1	△4.2	△2.0			△8.4	△16.2
警察部門	2,194	2,254	2,259	2,249			—	2,235
	—	60	5	△10			55	41
	—	2.7	0.2	△0.5			2.5	1.9
警察官	1,847	1,904	1,912	1,906			—	1,905
	—	57	8	△6			59	58
	—	3.1	0.4	△0.3			3.2	3.1
その他	347	350	347	343			—	330
	—	3	△3	△4			△4	△17
	—	0.9	△0.9	△1.2			△1.2	△4.9
公営企業等	1,031	1,025	1,006	1,023			—	956
	—	△6	△19	17			△8	△75
	—	△0.6	△1.8	1.6			△0.8	△7.3
合 計	16,701	16,605	16,391	16,120			—	15,840
	—	△96	△214	△271			△581	△861
	—	△0.6	△1.3	△1.6			△3.5	△5.2

※各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H17.4.1職員数）に対する比率

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標 (一般行政部門)

県では簡素で効率的な行政を推進するため、平成 16 年度に策定した新しい定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①定員適正化の目標

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、上記(1)の表のうち一般行政部門の職員数 (基準 : 平成 16 年 4 月 1 日 [4, 159 名]) の 10% (416 名) を削減目標としています。

平成16年 4 月 1 日 職員数	平成21年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
4, 159人	3, 743人	△416人	△10%

なお、前回の定員適正化計画においては、平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間で、一般行政部門の職員数 (基準 : 平成 11 年 4 月 1 日 [4, 479 名]) の 5% (224 名) を削減目標としていましたが、目標値を上回る 7.1% (320 名) の削減を達成しました。

②定員適正化計画の進捗状況

(各年 4 月 1 日現在、単位 : 人)

		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	計
一般 行政 部門	職員数	4, 159	4, 080	3, 982	3, 863	3, 703		
	減員	(基準)	△147	△180	△210	△244		△781
	増員		68	82	91	84		325
	増減数		△79	△98	△119	△160		△456
	増減率		△1. 9%	△2. 4%	△2. 9%	△3. 8%		△11. 0%

《参考 : 前回の定員適正化計画の実績》

(各年 4 月 1 日現在、単位 : 人)

		平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	計
一般 行政 部門	職員数	4, 479	4, 435	4, 337	4, 262	4, 204	4, 159	
	増減数	(基準)	△44	△98	△75	△58	△45	△320
	増減率		△1. 0%	△2. 2%	△1. 6%	△1. 3%	△1. 0%	△7. 1%

③適正化の手法 (平成 19 年度)

- ア 組織の統廃合 農業普及指導センターと農地林務事務所の統合、農林水産関係試験研究機関の見直し、土木センター・土木事務所の見直し 等
- イ 事務事業の見直し 研修体制の見直し、公共事業の減少に伴う見直し 等
- ウ 民間委託の推進 道路維持業務の民間委託 等

(4) 採用の状況（平成19年度）

- ①知事部局等 153名採用（競争試験：30名、選考：123名）
- ②教育委員会 171名採用（競争試験：3名、選考：168名）
- ③警察本部 108名採用（競争試験：104名、選考：4名）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成19年度）

①知事部局等

- ア 一般職員 374名（部長：7名、次長：15名、室長：39名、
課長：67名、課長補佐：129名、係長：117名）
- イ 教員 6名（教授：1名、准教授：2名、講師：3名）

②教育委員会

- ア 一般職員 58名（室長：3名、課長補佐：38名、係長：17名）
- イ 教員 136名（校長：54名、教頭：82名）

③警察本部

- ア 一般職員 13名（管理官：2名、課長補佐：3名、係長：8名）
- イ 警察官 91名（警視：14名、警部：26名、警部補：51名）

注1 （ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成19年度）

- ①知事部局等 292名退職
- ②教育委員会 334名退職
- ③警察本部 149名退職

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 1,106,340	千円 500,254,512	千円 2,819,536	千円 150,849,413	% 30.2	% 30.1

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
19年度	人 15,384	千円 69,060,009	千円 12,636,993	千円 29,071,383	千円 110,768,385	千円 7,200	千円 7,563

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

①平成17年度から19年度までの3年間の給料の減額措置

一般職の職員	管理職	給料月額の	5%
	その他の職員		3%
特別職の職員	知事	給料月額の	10%
	副知事、常勤監査委員、教育長		7%
	県議会議長	報酬月額の	10%
	副議長		7%
	議員		5%

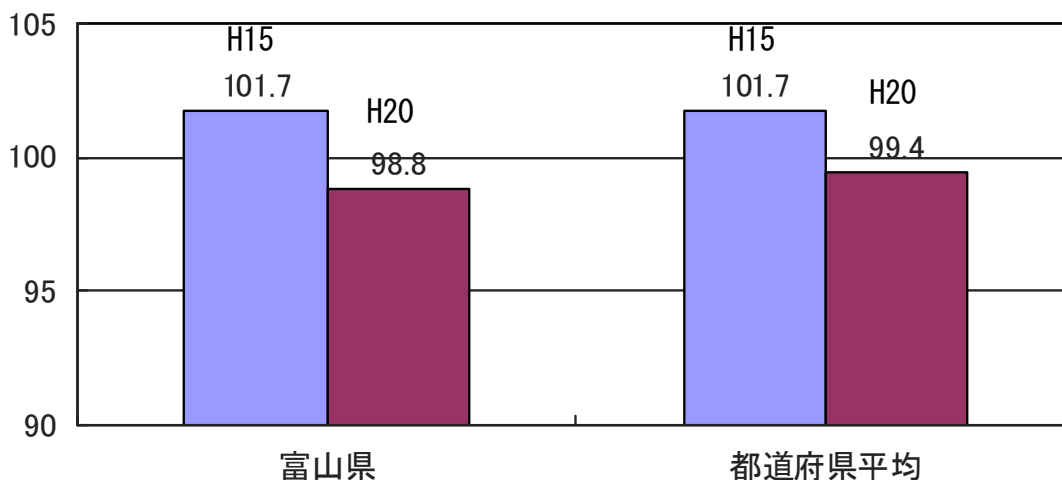
②平成20年度から22年度までの3年間の給料の減額措置

一般職の職員	管理職	給料月額の	3%又は4%
	その他の職員		1%
特別職の職員	知事	給料月額の	15%
	副知事、常勤監査委員、教育長		10%

③平成20年度から当分の間の地域手当の減額措置

一般職の職員	本来の支給割合から100分の3を減じた割合
特別職の職員	知事、副知事、常勤監査委員、教育長 地域手当を支給しない

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 **96.9**

（平成20年4月1日）

注 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	385,796円	385,705円	91円	0.02%	0%	0%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	4.49月	4.50月	△0.01月	0月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	43歳9月	350,700円	419,200円	375,315円
国	41歳1月	325,113円	—	387,506円
都道府県	43歳8月	348,999円	431,898円	391,069円

注1 平均給料月額とは、平成20年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
(以下同様です。)

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(以下同様です。)

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富山県	50歳5月	376人	356,200円	398,000円	373,282円	—	—	—	—
うち運転手	48歳4月	165人	354,900円	406,600円	377,375円	自家用乗用自動車 運転者	53歳5月	245,500円	1.66
うち用務員	50歳5月	70人	353,500円	383,500円	371,606円	用務員	53歳11月	225,900円	1.70
うち学校給食員	52歳9月	11人	349,400円	361,900円	353,664円	調理士	41歳11月	244,800円	1.48
国	48歳11月	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
都道府県平均	48歳5月	520人	335,603円	390,255円	368,137円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	6,660,800円	3,409,500円	1.95
うち用務員	6,367,600円	3,227,400円	1.97
うち学校給食員	6,058,900円	3,408,800円	1.78

注1 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

注2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成17年～平成19年の3ヵ年平均)

注3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

注4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳10月	406,700円	457,900円
都道府県平均	44歳7月	396,784円	465,679円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳8月	395,100円	434,900円
都道府県平均	43歳11月	384,425円	447,206円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	41歳1月	342,300円	460,900円	364,822円
国	41歳8月	327,391円	—	377,402円
都道府県平均	40歳4月	338,245円	483,553円	383,901円

(7) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	130,300 円	—
	中学卒	120,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	174,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	177,200 円	—
警 察 職	大学卒	204,500 円	202,200 円
	高校卒	168,400 円	158,100 円

注 本県の実際の支給は、1%の減額措置が適用されます。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（20年4月1日現在）

区分	経験年数	10年以上	15年以上	20年以上
		15年未満	20年未満	25年未満
一 般 行 政 職	大学卒	280,100 円	336,600 円	382,300 円
	高校卒	230,300 円	269,400 円	344,900 円
技 能 労 務 職	高校卒	225,200 円	279,200 円	320,100 円
	中学卒	該当者無し	257,000 円	302,700 円
高等学校 教 育 職	大学卒	327,000 円	378,500 円	415,300 円
	短大卒	264,000 円	304,900 円	386,700 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	324,800 円	378,500 円	410,400 円
	短大卒	290,300 円	351,200 円	381,800 円
警 察 職	大学卒	293,700 円	341,400 円	391,900 円
	高校卒	265,900 円	304,100 円	352,100 円

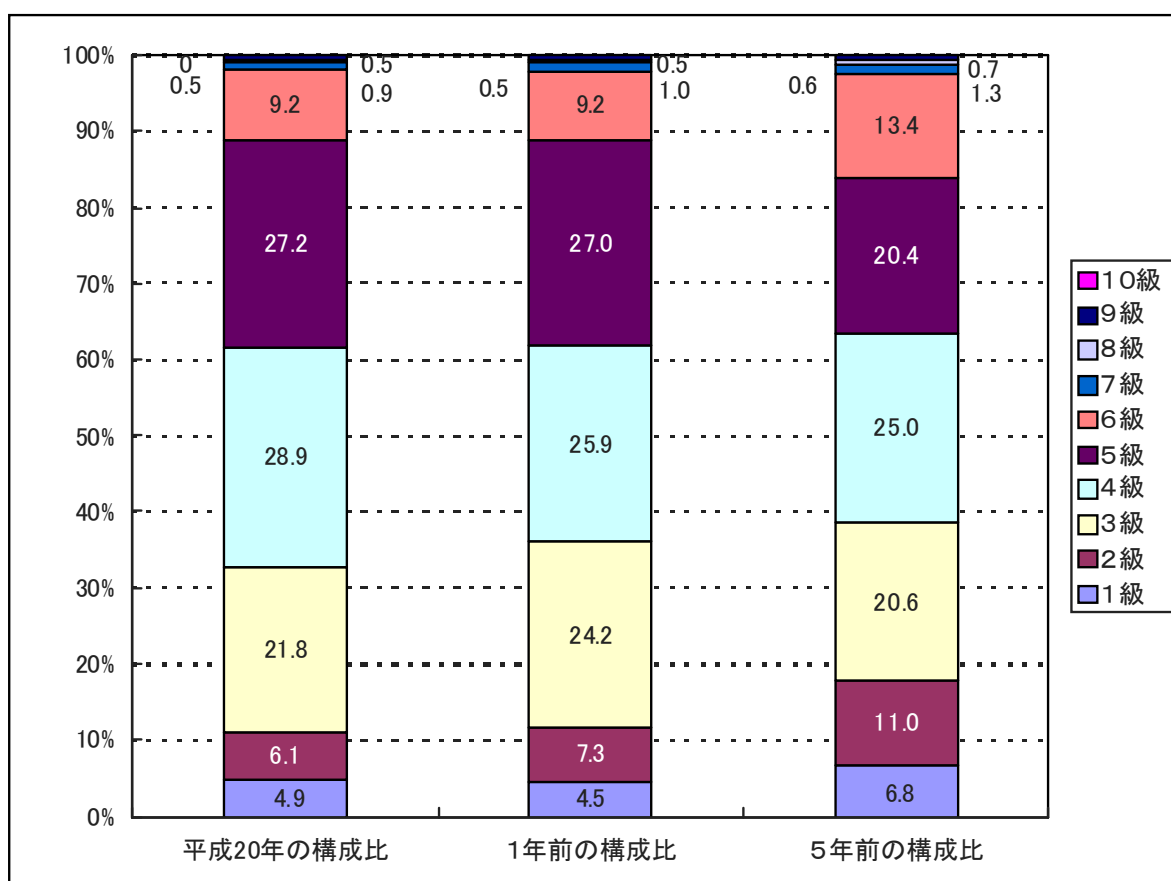
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	179	4.9	4.5	6.8
2級	主事、技師	224	6.1	7.3	11.0
3級	係長、主任	796	21.8	24.2	20.6
4級	係長、主任	1054	28.9	25.9	25.0
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	992	27.2	27.0	20.4
6級	本庁の課長、出先機関の長	335	9.2	9.2	13.4
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	33	0.9	1.0	1.3
8級	本庁の次長	20	0.5	0.5	0.7
9級	本庁の部長	19	0.5	0.5	0.6
10級	本庁の部長	0	0.0	0.0	0.0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



注 平成18年に11級制から10級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(10) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～7 号給）を決定。

平成 20 年 4 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、4 月 1 日付で採用になったなどの理由により昇給しない職員及び育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,311 名中、上位区分（2～7 号給）に決定された者が 432 名（18.7%）、標準区分（1～3 号給）に決定された者が 1,873 名（81.0%）、下位区分（0～1 号）に決定された者が 6 名（0.3%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（19 年度） 1,904 千円	—
(19 年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(19 年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。</p> <p>また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～116/100）を決定。</p> <p>平成 20 年 6 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2, 803 名中、上位区分（81/100～113.5/100）に決定された者が 381 名（13.6%）、標準区分（73.5/100～93.5/100）に決定された者が 2, 411 名（86.0%）、下位区分（0/100～60/100）に決定された者が 11 名（0.4%）であった。</p> <p>※「○/100～○/100」となっているのは、特定幹部職員とその他の職員で成績率が異なるためである。</p>

②退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
	自己都合	勸奨その他			
1 人当たり					
平均支給額	754 千円	27,106 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 19 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		831,421千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額 (平成19年度決算)		103,578円	
支給対象地域 (職種)	支給対象職員数	支給率 【注1】	国の制度 (支給率)
東京都特別区	10人	16% 【13%】	16%
大阪市	1人	13% 【10%】	13%
名古屋市	2人	12% 【9%】	12%
富山市	7,812人	3% 【0%】	3%
舟橋村	33人	0% 【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,999人	0% 【0%】	0%
医師	133人	13% 【10%】	13%
総計・平均支給率 (注2)	15,990人	1.59% 【0.09%】	1.59%

注1 平成20年度から当分の間、本来の支給率から100分の3を減じた割合となっています。

注2 国の制度 (支給率) の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域 (職種)	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
富山市	3%	3%
舟橋村	0%	3%
上記以外の県内市町村	0%	0%
医師	15%	15%

注 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

④特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		1,082,655千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成19年度決算）		147,641円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		45.1%	
手当の種類(手当数)		29種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額840円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額12,800円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円又は給料月額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1時間につき1,500円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額300円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額450円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額300円

放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の100分の8以内又は日額1,000円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額300円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の100分の10
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額810円以内又は月額6,600円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額1,000円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	・足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額300円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額300円
木材加工機械操作手当	工業技術センター、総合デザインセンター等に勤務する職員	高圧成型機等を操作した木材等の加工	日額300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	月額25,700円以内等

教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 6,400 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
高等学校練習船乗組手当	高等学校練習船に乗組む職員	・漁ろう作業 ・船内衛生管理業務	月額 3,000 円等
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	月額 4,720 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
平成 19 年度決算	2,952,234 千円	405 千円
平成 18 年度決算	3,074,194 千円	414 千円

⑥その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (19年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (2)配偶者以外 ①同じ ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,737,386	円 236,250
住居手当	(1)借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅3,200円	異	○国の制度 (1)借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅2,500円(新築・購入後5年間に限る。)	千円 540,638	円 90,559
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600円~35,000円	異	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円	千円 1,537,193	円 107,361
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額216,000円) 獣医師 採用後15年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額30,000円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 270,794	円 1,769,892

単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に6,000~45,000円を加算	同		千円 88,066	円 286,860
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,226,855	円 792,542
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特勤手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 530,323	円 72,737
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 0.25×時間数			千円 267,153	円 36,641
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,600円 ・福祉施設等における管理監督 7,200円 ・医療当直看護師等 6,700円 医師 20,000円	同		千円 486,580	円 238,286
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下 4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円 ・県立大学長 6時間以下 18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 4,002	円 307,846

寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 173,016	円 18,155
特勤手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 18,578	円 599,280
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて5,000～20,200円を支給			千円 1,481,957	円 183,116
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の10%(管理職手当受給職員は8%)を支給			千円 122,809	円 518,181
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の10%を支給			千円 147,163	円 521,854
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域 4%			千円 52,282	円 421,632
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外			千円 27,186	円 160,862

(12) 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000 円 (1,300,000 円)		
	副知事	918,000 円 (1,020,000 円)		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(19年度支給割合)		
	副知事	3. 3 5 月分		
	議 長	(19年度支給割合)		
	副議長	3. 3 5 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$130 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.65$	40,560 千円	(任期毎)
	副知事	$102 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.45$	22,032 千円	(任期毎)
	備 考			

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行なう前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 30
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等	平成 19 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.8 日	平均 9.8 日	平均 6.2 日	
特別休暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.7 日	平均 4.8 日	平均 4.0 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 24 人	取得者 46 人	取得者 1 人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 69 人	取得者 30 人	取得者 5 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 206 人	取得者 323 人	取得者 21 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 25 人	取得者 6 人	取得者 1 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 180 人	取得者 75 人	取得者 77 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 4 人	取得者 5 人	取得者 1 人	
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 49 人	取得者 44 人	取得者 8 人	
部分休業	子が 3 歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 0 人	取得者 3 人	取得者 1 人	

注 1 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、

育児時間については、平成 19 年（H19. 1. 1～H19. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成 19 年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 19 年度の方限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	一人	15人	一人	一人	15人
教育委員会	一人	45人	一人	一人	45人
警察本部	一人	4人	一人	一人	4人
合 計	一人	64人	一人	一人	64人

注 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行なわれる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 19 年度の方懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	一人	一人	5人	一人	5人
教育委員会	1人	3人	1人	4人	9人
警察本部	一人	一人	1人	1人	2人
合 計	1人	3人	7人	5人	16人

注 1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行なわれる処分のことをいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 19 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	0 件	1 4 8 件	8 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	2 6 件	1 1 件	— 件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	1 9 件	7 件	— 件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	6 0 0 件	4 件	5 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	1 2 件	— 件	— 件
富山県赤十字血液センターに成分献血登録している職員が、同センターの文書等による依頼に応じて成分献血を行う場合に、公務に支障がない範囲内において勤務しないこと	7 件	— 件	— 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	— 件	5 6 件	1 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	1 5 件	— 件	— 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	3 0 件	— 件	— 件
合 計	7 0 9 件	2 2 6 件	1 4 件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 3 5 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 19 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	2 7 件	2 6 件	— 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1, 684 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事

してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成19年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

研 修 名	延べ開講日数	修了者数
指名研修	33日	999人
必須研修	29日	526人
新任所属長研修	2日	50人
新任所属長代理研修	4日	55人
新任係長研修	6日	100人
職員3年目研修	4日	72人
新任職員研修	13日	249人
繰返し研修	4日	473人
ステップ1研修（28歳）	1日	93人
ステップ2研修（34歳）	1日	146人
ステップ3研修（40歳）	1日	103人
ステップ4研修（46歳）	1日	131人
選択研修	190日	3,513人
必修選択研修	98日	1,257人
課長クラス向け研修	4日	52人
課長補佐クラス研修	12日	168人
係長クラス研修	12日	130人
主任クラス向け研修	43日	653人
主事・技師クラス向け研修	27日	254人
自由選択研修	92日	2,256人
管理者（合同）研修	3日	324人
情報リテラシー研修	50日	1,551人
語学研修	8日	5人
その他	31日	376人
合 計	223日	4,512人

注1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数	
基	年次研修	初任者研修会	小・中・高・特	25日	148人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	45人
			養教	15日	6人
		6年次教職員研修会		5日	98人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	15日	110人
		新任教務主任研修会（小中）		3日	65人
		新任教務主任研修会（県立）		3日	29人
		県立学校等教務主任研修会		1日	73人
		生徒指導主事研修会	小・中	2日	305人
			高・特	1日	73人
保健主事研修会		1日	341人		
給食主任研修会		1日	297人		
本	管理職研修	小・中学校校長研修会		1日	289人
		小・中学校初任校長研修会		2日	41人
		県立学校校長研修会		1日	59人
		県立学校初任校長研修会		1日	14人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		5日	199人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	135人
		園長等運営管理協議会		2日	84人
		小・中学校教頭研修会		1日	311人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	48人
		小・中・県立学校初任教頭研修会		2日	33人
		県立学校教頭研修会A		1日	40人
		県立学校教頭研修会B		1日	21人
		県立学校教頭研修会		1日	124人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	54人
修	職務研修	特別支援学級・特別支援学校等新任担当教員研修会		4日	67人
		特別支援教育研修会（小・中学校、高等学校）		5日	348人
		特別指導者招聘研修講座		12日	23人
		養護教諭研修会		1日	368人
		養護教諭活動研修会		1日	55人
		学校栄養職員研修会		2日	134人
		学校事務職員会計事務研修		1日	35人
		県立学校校務助手等研修会		2日	47人
		交通安全講習会		1日	70人

研 修 名		開講日数	受講者数
理科	理科教育講座	7日	79人
	高等学校理科実験実技研修会	2日	26人
情報	教科「情報」研修会	1日	27人
英語	英語教員集中研修会	6日	108人
体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	134人
	中・高等学校体育実技指導者講習会	2日	103人
	運動部活動指導者研修会	2日	57人
	水泳指導者講習会	1日	72人
	集団登山引率者講習会	4日	80人
商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	5人
産業	産業教育新技術等講習会	6日	142人
教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	233人
	小学校教育課程研究協議会	1日	1,353人
	中学校教育課程研究協議会	1日	595人
	高等学校教育課程講習会	1日	618人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1日	244人
教育相談	学校カウンセリング講座	17日	121人
生活指導	生徒指導セミナー	6日	826人
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	365人
図書館	学校図書館教職員講習会	1日	19人
情報教育	マルチメディア教材制作研修会	7日	54人
	ICT活用授業研修会	3日	35人
	情報セキュリティ研修会	5日	33人
	eラーニングによる情報教育研修会	約2か月	16人
特別支援教育	特別支援教育講座	7日	110人
	個別の指導計画研修会	3日	30人
	LD・ADHD等教育研修会	4日	105人
	特別支援教育コーディネーター養成講座	3日	100人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	10人
学校経営	小・中学校経営研修会	3日	65人
	県立学校経営研修会	1日	30人
保育	保育技術協議会	2日	64人

③警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	3週	2人	
	任用科	警部短期課程（49歳未満）	4月	19人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	2人
		教官養成科	1月	5人
		専科	1週～2週	36人
		指定職種任用科	12日～18日	4人
		研究科	2週～10週	4人
		術科指導者養成科	4月	1人
		術科講習	5日	4人
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月
	特別幹部養成科		2週	1人
	国際警察センター	語学研修科・専科	5日～11月	6人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	10日～6月	3人
	附属警察情報通信学校	専科	5日～1月	3人
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	4人
		警部補（46歳未満）	8週	38人
		巡査部長（41歳未満）	6週	59人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	6人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	7人
	専科	1週～7週	57人	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	94人
		新規採用の一般職員	2週	6人
		初任補修科	3月又は2月	101人
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	16人
		巡査部長（41歳以上）	12日	17人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	49人
		専科	1週～2週	322人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科	3日～2月	4人	

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次の表のとおりです。

①知事部局等

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

②教育委員会

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

③警察本部

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成19年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	健康相談	希望職員	665名	健康管理所置 59校 心の健康管理医 4名委嘱	473名
	健康教室	要観察者等	278名	—	156名
	定期健康診断	全職員	3,045名	2,708名	1,839名
	人間ドック 特別健康診断	指定年齢の職員等 有害業務従事者等	1,626名 1,455名	4,707名	598名 1,400名
元気回復	カフェテリアプラン	全職員	3,089名	9,540名	2,066名
	保養所等の利用助成	指定の職員	106名	3,104名	0名
	永年勤続者旅行助成	該当職員	216名	254名	169名
その他	祝金等の給付助成 (結婚祝金、出産祝金、 死亡弔慰金等)	該当職員	785名	258名	416名
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	353名	972名	193名
福利厚生事業に係る決算額			千円 137,421	千円 297,456	千円 33,432
うち職員互助会に対する補助金額			千円 10,423	千円 13,038	千円 15,541

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成19年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健 給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 106,071	千円 1,106,625	件 179,966	千円 1,732,560	件 54,203	千円 593,046
休業 給付	傷病手当金 育児休業手当金	696	80,858	1,616	242,368	66	7,569
災害 給付	災害見舞金	1	1,041	1	1,154	—	—
附加 給付 等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	1,018	37,936	2,594	90,579	635	29,344
	計	107,786	1,226,460	184,177	2,066,661	54,904	629,959

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員などの区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成19年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	50	4,500	69	10,396	51	14,605
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	4	8,909	—	—	—	—
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	5	10,406	9	22,038	10	27,215
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	12	5,797	10	4,815	11	6,253
計		71	29,612	88	37,249	72	48,073

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

①採用試験の実施結果

平成19年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用予定人員 (a)	申込者数 (b)	申込倍率 (b/a)	第一次試験				第二次試験			最終競争倍率 (c/f)	女性合格者数 (g)	女性合格率比率 (g/f)	試験日	
				受験者数 (c)	受験率 (c/b)	合格者数 (d)	競争倍率 (c/d)	受験者数 (e)	受験率 (e/d)	合格者数 (f)					
上級	総合行政	24	301	12.5倍	189	62.8%	54	3.5倍	52	96.3%	24	7.9倍	11	45.8%	平成19年6月24日 平成19年7月17日, 7月24日～7月27日
	うち行政コース	23	—	—	—	—	—	—	—	23	—	10	43.5%		
	うち学校事務コース	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	100.0%	
	警察事務	7	59	8.4倍	49	83.1%	14	3.5倍	14	100.0%	7	7.0倍	6	85.7%	
	環境	2	31	15.5倍	22	71.0%	6	3.7倍	6	100.0%	2	11.0倍	1	50.0%	
	薬剤師	4	21	5.3倍	18	85.7%	8	2.3倍	7	87.5%	7	2.6倍	3	42.9%	
	工業化学	1	4	4.0倍	4	100.0%	1	4.0倍	1	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	農業	2	22	11.0倍	19	86.4%	6	3.2倍	6	100.0%	2	9.5倍	0	0.0%	
	林業	1	8	8.0倍	7	87.5%	4	1.8倍	3	75.0%	1	7.0倍	0	0.0%	
	総合土木	5	27	5.4倍	18	66.7%	8	2.3倍	6	75.0%	4	4.5倍	1	25.0%	
計	46	473	10.3倍	326	68.9%	101	3.2倍	95	94.1%	48	6.8倍	22	45.8%		
中級	一般事務	1	14	14.0倍	13	92.9%	6	2.2倍	3	50.0%	1	13.0倍	1	100.0%	平成19年9月23日
	臨床検査技師	1	23	23.0倍	21	91.3%	6	3.5倍	5	83.3%	1	21.0倍	0	0.0%	
	学校栄養職員	2	38	19.0倍	34	89.5%	7	4.9倍	6	85.7%	3	11.3倍	3	100.0%	
	計	4	75	18.8倍	68	90.7%	19	3.6倍	14	73.7%	5	13.6倍	4	80.0%	
初級	一般事務	1	11	11.0倍	9	81.8%	5	1.8倍	5	100.0%	1	9.0倍	1	100.0%	平成19年10月17日, 10月30日
	警察事務	2	47	23.5倍	43	91.5%	6	7.2倍	6	100.0%	2	21.5倍	2	100.0%	
	計	3	58	19.3倍	52	89.7%	11	4.7倍	11	100.0%	3	17.3倍	3	100.0%	
職員総計		53	606	11.4倍	446	73.6%	131	3.4倍	120	91.6%	56	8.0倍	29	51.8%	
警察官	警察官A(第1回)	32	245	7.7倍	195	79.6%	135	1.4倍	108	80.0%	52	3.8倍	—	—	平成19年7月8日
	警察官A〔武道(剣道)〕	1	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	—		
	警察官A〔武道(柔道)〕	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	平成19年8月3日, 8月20日～22日
	女性警察官A(第1回)	3	70	23.3倍	54	77.1%	14	3.9倍	11	78.6%	4	13.5倍	4	100.0%	
	警察官A(第2回)	9	119	13.2倍	80	67.2%	62	1.3倍	50	80.6%	16	5.0倍	—	—	平成19年9月16日 平成19年10月16日, 11月5日～7日, 9日
	女性警察官A(第2回)	1	30	30.0倍	28	93.3%	7	4.0倍	6	85.7%	4	7.0倍	4	100.0%	
	警察官B	9	134	14.9倍	105	78.4%	78	1.3倍	68	87.2%	35	3.0倍	—	—	
	女性警察官B	2	52	26.0倍	40	76.9%	10	4.0倍	8	80.0%	3	13.3倍	3	100.0%	
計	58	652	11.2倍	504	77.3%	307	1.6倍	252	82.1%	115	4.4倍	11	9.6%		

※ 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数

② 受験資格（平成 19 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 20 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 20 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	次のいずれかに該当する者 (1) 昭和 61 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 短期大学若しくは高等専門学校を平成 19 年 3 月以降に卒業した者又は平成 20 年 3 月までに卒業見込みの者 イ 富山県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
	臨 床 検 査 技 師	昭和 53 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師免許を有する者又は平成 20 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	学 校 栄 養 職 員	昭和 54 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 20 年 4 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者
	警 察 事 務	昭和 61 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
警 察 官 A 警察官 A（武道）	昭和 5 2 年 4 月 2 日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 2 0 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 A	昭和 5 2 年 4 月 2 日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 2 0 年 3 月までに卒業見込みの者
警 察 官 B	昭和 5 2 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた男子 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 2 0 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 B	昭和 5 2 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた女子 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 2 0 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成19年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	19. 5. 11	19. 5. 16 ～ 19. 6. 5 ※19. 5. 16 ～ 19. 6. 1	19. 6. 24	19. 7. 3	19. 8. 10
中 級	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 23	19. 10. 3	19. 11. 16
初 級	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 23	19. 10. 3	19. 11. 16
警察官 A (第1回)	19. 5. 11	19. 5. 16 ～ 19. 6. 12 ※19. 5. 16 ～ 19. 6. 8	19. 7. 8	19. 7. 20	19. 8. 30
警察官 A (第2回)	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 16	19. 10. 3	19. 11. 16
女性警察官 A (第1回)	19. 5. 11	19. 5. 16 ～ 19. 6. 12 ※19. 5. 16 ～ 19. 6. 8	19. 7. 8	19. 7. 20	19. 8. 30
女性警察官 A (第2回)	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 16	19. 10. 3	19. 11. 16
警察官 B	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 16	19. 10. 3	19. 11. 16
女性警察官 B	19. 5. 11	19. 8. 10 ～ 19. 8. 30 ※19. 8. 10 ～ 19. 8. 28	19. 9. 16	19. 10. 3	19. 11. 16

※インターネットで申込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成19年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長								
	次長				2				2
	室長				1				1
	課長	2			16				18
	課長補佐	1			5				6
	係長			1					1
	一般吏員								
	小計	3		1	24				28
一般職員 技術系	部長								
	次長								1
	室長								
	課長	2							2
	課長補佐	1							1
	係長								
	一般吏員								
	小計	3							3
警察官	警視			1					1
	警部			5					5
	警部補			7					7
	巡査部長			2					2
	巡査長								
	巡査								
	小計			15					15
計	6		16	24				46	

注1 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成19年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立 学校	市町村 立学校		
一般 職員	事務	部長	8						1	9
		次長	7	1						8
		室長	13			1				14
		課長	20		2	8	1			31
		課長補佐	47		4	6	3	5	1	66
		係長	30		5		5	8		48
		(小計)	125	1	11	15	9	13	2	176
	技術	部長	2							2
		次長	10	1						11
		室長	16	1						17
		課長	53							53
		課長補佐	68	1						69
		係長	63	1			1	6		71
(小計)		212	4			1	6		223	
合計		337	5	11	15	10	19	2	399	
警察 官	警視	部長			7					7
		参事官			6					6
		課長			10					10
		(小計)			23					23
	警部	次席			12					12
		総括実務指導官			5					5
		(小計)			17					17
	警部補	技能指導官			8					8
		主任実務指導官			26					26
		係長総括			8					8
(小計)				42					42	
本部長 巡部	実務指導官			31					31	
巡査長				85					85	
合計				198					198	

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成19年10月23日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 公民給与の較差に基づく給与改定

①月例給

ア 公民較差 0.18% (703円)

(特例条例による減額後の職員給与と比較した場合の公民較差は、3.32% (12,383円))

イ 給与改定 0.13% (498円)

残りの0.05%については、改定しない。

(行政職(43.5歳)現行給与 382,802円 → 改定後給与 383,300円)

<改定内容(国に準ずる)>

・給料表 初任給を中心に若年層に限定して改定 (上級 176,800円 → 178,800円)

・扶養手当 子等に係る支給月額を500円引上げ (6,000円 → 6,500円)

・地域手当 東京都特別区に係る地域手当支給割合について0.5%の引上げを遡及

②期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.48月 (県職員の支給月数(4.45月))

イ 民間の支給割合に見合うよう国に準じて引上げ (4.45月 → 4.50月)

③実施時期

①については、平成19年4月1日。②については、平成19年12月期で調整。

(2) 給与構造の見直し

地域手当の支給割合の改定

平成18年度の給与構造見直しにあわせて導入した地域手当の支給割合を平成20年度から人事院勧告に準じて引上げ 富山市 2% → 3% (制度完成)

(3) 新しい時代の行政運営と職員の役割

- ・ わが国は、現在、人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、社会経済情勢が大きく変化してきており、行政部門においては、公務全体に対する信頼の確保が強く求められている。
- ・ 本県では、「元気とやま創造計画」が策定され、また、「富山県行政改革推進会議」における精力的な検討を踏まえ、県をあげて行財政改革に取り組んでいるところである。

- ・ このように改革が進展する中、県職員には高い使命感と専門能力を持ち、行政目的に全力をあげて取り組み、質の高い行政サービスを展開していく役割が求められている。
- ・ このためには、質の高い多様な人材を育成・確保し、能力・実績に基づく人事管理を一層進めるとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう職務に精励することが肝要である。

(4) 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 給与制度については、「給与構造の抜本的見直し」が実施されているが、各任命権者では、新たな人事制度の構築に向けて積極的に取り組んでおり、知事部局等においては業績評価制度が本格的に実施され、給与への反映を行うこととしているなど着実に進展している。
- ・ 今後、新たな人事評価制度の定着と円滑な運用により、職員の能力と業績がその給与と処遇に適切に反映されることが求められる。

(5) 職員の能力の発揮と人材の確保育成

① 意欲的に働ける環境づくり

- ・ 職員が業務に積極的に取り組み、生き生きと活躍できるような環境の整備が必要であり、庁内公募制度など、職員のモチベーションを維持・向上させ、持てる能力を活かせる仕組みを引き続き充実させていくことが重要である。

② 質の高い人材の確保育成

- ・ 今後とも有為で多様な人材の確保方策について検討を進めていくことが重要である。また、今後とも障害者の採用に努めていく必要がある。
- ・ 研修制度については、随時見直しを行い、より実効性の上がるものとしていく取組みが必要である。
- ・ 職員の自己啓発活動については、修学部分休業制度や新たに導入された自己啓発等休業制度の職員への周知と円滑な運用を図っていくことが求められる。

③ 男女共同参画の推進

- ・ 今後とも、女性職員について様々な分野での職務を経験させるとともに能力向上のための研修等への参加機会を確保し、計画的かつ積極的な登用を進めることが求められる。

(6) ゆとりある職業生活の実現

① 総勤務時間の短縮

- ・ 勤務時間の短縮を推進するためには、「時間外勤務はコスト」という意識の下、管理職員自らが時間に対する意識改革に主体的に取り組むとともに、職員一人ひ

とりにおいても、計画的・効率的な事務処理を行うことが重要である。

- ・ 学校現場においては、教育活動により専念できるよう、今後とも、業務の合理化、会議等の改善、部活動の負担の軽減などに一層取り組んでいく必要がある。

② 所定内勤務時間

- ・ 人事院勧告・報告においては、来年を目途として、具体的準備を行った上で、民間準拠を基本として勤務時間の見直しに関する勧告を行うこととしたいとの報告がなされている。
- ・ 今後、国や他県等の動向を注視してまいりたい。

③ 職員の高齢期の雇用

- ・ 人事院は、高齢期の雇用確保策についての総合的な検討を行う必要があるとしたほか、国家公務員法の改正に対応し、職員の適正な退職管理に言及している。
- ・ 職員の高齢期の雇用について、これらの動向を注視していく必要がある。

④ 職員の心身の健康づくり

- ・ 各種健康診断や事後管理検診など様々な取組みが順次拡充されてきており、今年度の健康診断からは、内臓脂肪型症候群（メタボリックシンドローム）の検診を実施し、生活習慣病の予防に取り組んでいる。また、メンタルヘルス対策については、「ストレスドック」などが引き続き実施されている。
- ・ 心身の健康づくりのためには、職場の管理監督者の適切な人事・業務管理はもちろんのこと、職員一人ひとりが、健康診断等を通じて自身の健康状態を知り、病気の早期治療や予防、健康増進に役立てていくことが重要である。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 19 年度において、新たな措置要求事案が 2 件あり、審査を行いました。なお、前年度から繰り越した事案はありません。

H19. 3. 31 現在 未処理件数	H19. 4. 1～ H20. 3. 31 の 措置要求件数	H19. 4. 1～ H20. 3. 31 の処理件数	左の内訳		H20. 3. 31 現在未処理件 数
			H19. 3. 31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	H19. 4. 1 ～H20. 3. 31 の措置要求 に係る処理件 数	
	2				2

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 19 年度において、不服申立て事案はありません。